

教会の内部紛争の解決における裁判所の役割

瀧澤信彦

(北九州大学)

一 はじめに——問題の所在

二 「教会決定尊重」アプローチ

1 「教会決定尊重」アプローチの宣明——Watson vs. Jones

2 「教会決定尊重」原則の修正——Gonzalez vs. Roman Catholic Archbishop of Manila

3 「教会決定尊重」原則の容認——Kedroff vs. Saint Nicholas Cathedral of Russian O. Ch.

三 「中立的規範」アプローチ

1 「中立的規範」の提示——Presbyterian Church in the United States vs. Mary E.B. Hull Mem. Pres. Ch.

2 「中立的規範」の容認と明確化——Maryland & Virginia Eldership of Churches of God vs. Church of

God at Sharpsburg

3 「教会決定尊重」原則の再確認——Serbian Eastern Orthodox Diocese vs. Milivojevich

4 「中立的規範」アプローチの展開——Jones vs. Wolf

四 むすび

1 「教会決定尊重」原則と「中立的規範」アプローチ

一 はじめに——問題の所在

(一) 教会（宗教団体）内部の紛争が、その構成員の努力によって解決されえないばあい、国の裁判所にその解決を委ねることになる。訴訟となる教会の内部紛争のほとんどは、それが直接には教会財産の利用、所有、管理に関わるものであるにせよ、少なくとも間接的には、宗教上の教義、信仰、活動に関与することなく裁定されうるものはないと言つて過言ではない。連邦最高裁は、この一世紀余りの間、修正一条の国教条項のもとで、国と宗教（宗派・教会）の間に健全な関係を維持しつつ、司法部が教会の内部紛争の解決のためにその機能を果たす方途を模索し、そうした役割を果たすことを余儀なくされた諸州の裁判所に指針となるべきものを提示する責務を負わされてきた。

(二) 州の裁判所は、教会に固有の問題をめぐる紛争を扱うことを避けてきたが、財産上の権利にかかわる紛争についての裁判権をしばしば認めてきた。もつとも、財産上の紛争を裁定するにさいし、教義上の問題は、それがしばしば紛争の原因となることから、完全には回避されうるものではなかった。

しかし、裁判権の行使が、裁判所を教義問題にかかわらせることにならないように、裁判所は、一般に、教会（宗教団体）を二つのカテゴリーに分類する規準に従つてきた。会衆教会 congregational church と階層組織をもつ教会 hierarchical church である。前者に分類される、たとえば組合教会（会衆派教会）Congregational Church やバプテイスト教会 Baptist Church の分派間の紛争においては、自治権をもつ会衆 congregation の多数による

決定が、通常、裁判所によって容認されることになる。

これに対し、ローマカトリック教会 Roman Catholic Church、監督教会 Episcopal Church、および長老教会 Presbyterian Church などにおいては、地方教会の構成員は、教義や活動に関しては、階層組織の上位機関の統制支配のもとにおかれている。このような教会の内部紛争については、国の裁判所は、その階層組織に固有の裁定機関の決定に従うことになるであろう。

しかし、裁判所は、こうした教会の組織形態 policy を決定することが容易でないことを認めてきた。とくにアメリカ合衆国においては、自由な教会（宗教共同体）形成が展開されてきただけに、教会組織が右のいずれかの形態にびったりあてはまることは必ずしも期待できない。そして、教会の組織がどのような形態に属するかについて認定しようとするばあい、裁判所が教会固有の領域にある程度立ち入ることは避けがたいように思われる。

また、州の裁判所は、こうした自己抑制のための規準を用いることに常に満足しえたわけではない。とくに会衆教会の内部紛争の事件では、州の裁判所は、紛争当時、教会会衆の多数派が当該教会の基盤をなす基本的教義から離反しており、その程度が著しく、分裂した少数派グループに教会財産について多数派よりも強い権利を認めざるをえない、との判断を示したこともあった。こうした教会創設時の教義とそれからの離反の程度の確認という作業は、明らかに教義上の問題に対する重大な干渉を示すものであった。

また、階層秩序をもつ教会（宗教団体）の地方教会が分裂したばあい、上位（包括）組織の裁定機関の決定があつてもなお当該地方教会の分派がこれに服しえず提訴したばあい、州の裁判所がこの上位組織の裁定機関の決定を尊重しないばあいもあつたのである。

(三)合衆国憲法は、宗教の自由の全き保障のために政教分離の原則(修正一条の「宗教国定 establishment of religion」の禁止)を定める。この原則が基本的に意味するところは、国は宗教的な事柄に関与してはならず、宗教ないし教会(宗教共同体)の固有の領域に立ち入ってはならず、かつ国は、いかなる宗教、宗派、分派の間ならびに宗教的多数派と少数派の間において、また宗教と非宗教の間においても中立を保持しなければならない、ということである。

この原則のもとで、国の裁判所が教会の内部紛争の解決を求められたばあい、いくつかの対応の仕方が考えられる。①その一つは、裁判所が教会の内部紛争の解決に全くその門を閉ざし、不介入の姿勢を貫くことである。しかしこれは真に憲法に合致する方途であろうか。そのばあい、紛争当事者のうち、通常、少数派のグループがその宗教活動の自由を事実上制限される結果となることは十分に予想されるところである。②また、教会の自治自律を尊重し、教会内部の裁定機関ないし意思決定手続による決定に国の裁判所が拘束されるとするアプローチがある。しかし、これがまさしく国の宗教的中立の原則に合致する方法といえるであろうか。このばあい教会の組織形態を分析し、裁定機関ないし裁定手続、および裁定の内容を確定しなければならぬが、この過程において宗教的領域に立ち入る可能性は否定できない。また国の裁判所が、教会内部の決定を尊重し、これを執行するばあい、紛争当事者の一方(通常は包括教会ないし多数派グループ)の教義を正統なものとして支持するという効果を生む可能性を否定することはできない。③これに対し、財産紛争したい世俗的な事柄であり、その限りで財産問題を処理する一般法上の原則——「世俗的」ないし「中立的」規範——に依拠して、裁判所が紛争を解決することは、中立の原則に抵触せずに採りうる一つの方法ではないか、との見解が提示された。この「中立的」規範による解決方法に従えば、教会の組織形態のいかにかわりなく、組織形態の審査を行うことなし

に、したがって教会固有の領域に立ち入ることなく、しかも教会決定に無条件に拘束されるわけではないから、中立の原則を保持しつつ紛争を解決しようというメリットがあるということである。

合衆国の裁判所は、伝統的には、①の立場をとらず、連邦最高裁が一八七二年のワトスン判決で宣明した②のアプローチに従ってきた。しかし、連邦最高裁は、一九六九年の判決で③のアプローチを提示して以来、それは、教会財産紛争の解決のために、国の裁判所が、修正一条の国教禁止条項に合致して、採りうるアプローチの一つとして急浮上してきた。

二 「教会決定尊重」アプローチ

1 「教会決定尊重」原則の宣明——Watson vs. Jones

合衆国最高裁が、はじめて教会内部の紛争を扱うことになったのは、ワトスン対ジョーンズ事件¹(一八七二年に判決)においてであった。この訴訟は、ケンタッキー州ルイビル Louisville のウォルナッツ街長老教会 Walnut Street Presbyterian Church が、一八六六年に分裂したさいに提起されたものである。この分裂は、合衆国長老教会 Presbyterian Church in the United States の総会 General Assembly が次のような訓令を発したことから起こった。南部の反乱を支援し、あるいは奴隷制を神の意思に従った制度であると信じる者は、「そのような罪を悔い、かつそれから離れる」ことに同意するまでは教会員として受け容れられない、というものである。

合衆国長老教会総会は、右の方針に忠実な分派を「真の」ウォルナッツ街教会(を構成する会衆)と認めるとしたが、ケンタッキー州最高裁は、総会の方針に反対する分派を支持した。

合衆国巡回控訴裁判所は、右總會の方針に忠実な分派を支持する判断を示した。⁽²⁾

この事件は合衆国連邦最高裁判所の扱うところとなり、ミラー Miller 裁判官が判決を記した。本判決は、宗教団体の創設時の「教義からの離反 departure-from-doctrine」という指針を用いることを拒否した。そして、合衆国長老教会が階層組織をもち、同總會が最高意思決定機関であることを理由に、その裁定を最終的なものとして、受け入れるように、裁判所が拘束される、とした。

この「教会決定尊重」のアプローチの特徴は、事件の類型化と宗教団体の組織形態の分析との二段構えであるという点である。(1)まず、紛争の対象となっている財産について明示の信託 express trust が存在するかどうかを認定する。紛争が、特定の教義のために財産を寄付する明白な信託に基づいて取得された財産に関わるばあいには、信託証書など法律文書に基づいて解決がはかられるであろう。⁽³⁾しかし、この場合、宗教教義の問題に関与せざるをえないこともあるであろう。このアプローチは、宗教教義問題に介入することがないかぎりにおいて、のちに連邦最高裁の諸判決が提示することになる「中立的規範」アプローチを構成するものとなる。

(2)次に、そのような解決方法を取りえないばあい、問題となっている財産を保有している教会の組織形態 polity が、会衆教会 congregational church か階層組織をもつ教会 hierarchical church かによって、さらに二つのアプローチが用いられる。(a)一つは、「任意団体 voluntary association」における決定方法を適用するアプローチである。全く独立の会衆教会の分派間の紛争は、一般に任意団体が通常従う規準によって解決されるべきである。すなわち会衆によって権限を与えられた教会管理裁定機関の決定または多数決による決定に従って解決されるべきである。⁽⁴⁾このアプローチは、団体構成員の合意の尊重を基礎とするもので、のちに提示される「中立的規範」アプローチを構成する要素である。

(b)もう一つは、「教会決定尊重 compulsory deference」のアプローチである。問題の財産を保有する教会が、階層秩序をもつ包括教会組織に属しているばあい、国の裁判所は、教会組織内の裁定機関 (church tribunal; church judiciary) の決定に拘束される。⁽⁵⁾ このような組織に属している地方教会の会衆は「暗黙の同意 implied consent」をもつてそうした管理支配に服していると認められるからである。⁽⁶⁾ また、このような問題領域においては、教会の裁定機関は、国の裁判所の裁判官より適任であるからである。⁽⁷⁾ さらに、ミラー裁判官は、より重要な本質的な論拠を次のように述べている。連邦の裁判所は、宗教の教義や慣行について審理することを差し控えねばならない。というのは、「法律は異端を知らず、いかなる特定の教理の支持にも、いかなる宗派の国定 establishment にもかかわつてはならない」⁽⁸⁾ からである。

このアプローチを用いるばあい、教会の組織形態の認定、教会内の意思決定・裁定機関の確認、決定内容の認定等を行うことが必要となる。教会固有の領域への介入となることが全くないとは言いがたいであろう。また、階層秩序をもつ教会の裁定機関の決定に裁判所が拘束される結果、包括教会の方針に従いえない少数派グループが宗教活動の自由を制限されることになりかねない。国の裁判所が教会裁定機関の決定を尊重しこれに服することによって、紛争当事者 (包括教会またはこれに従順なグループとこれと対立するグループ) のうち、いずれが「正統的な」宗教教義を信奉しているかについて、国の権威を背景にもつ一つの結論が示されることになるおそれはないであろうか。そのことじたい裁判所が、「特定の教理の支持」ないしある「宗派の国定」にかかわり合うことになりはしないか。

本判決は、かかる問題領域における訴訟上の規準は、「アメリカの法体系のもとにおける教会と国家の関係について広く支持される公正な見解に基盤をもつ」べきものであるとし、また宗教的自由の諸権利 (宗教的信条を

保持する権利、宗教教理を實踐する権利、宗教教義を教示する権利、そして宗教団体を組織する権利と紛争裁定・管理統制機関を創設する権利）が全ての個人と教団に与えられている、と宣明し、¹⁰「教会決定尊重」のアプローチが、宗教の自由と宗教団体の自治と安定とを助長するものであることを示唆した。ブレナン裁判官が、一九六九年に、ワトスン判決の文言は「明瞭な憲法的響き a clear constitutional ring」をもっていると述べたのも由なしとしな¹¹い。

このアプローチは、連邦コモン・ローの原則として、州の裁判所を拘束するものではなかったが、多くの州の裁判所の従うところとなった。階層組織をもつ教会の決定に対する州の裁判所の審査、介入は急激に減少した。ワトスン判決の「暗黙の同意」原則が多くの州の裁判所にとって拘束的なものと感じられたからである、とみることが出来る。このことは同時に、「黙示の信託」の法理の後退を示すものであったが、なお州の裁判所が、会衆教会の財産紛争について、この法理を適用する例が少なからずみられた。

2 「教会決定尊重」原則の修正——Gonzalez vs. Roman Catholic Archbishop of Manila

連邦最高裁が、再びこの種の訴訟において、判決を下すことになったのは一九二九年のことである。ゴンザレス対ローマカトリック大司教事件¹²において、連邦最高裁は、ワトスン判決の判断規準（教会決定の尊重）に従い、チャブレンの任命に関するフィリピンのローマカトリック教会の大司教の決定を容認した。しかし多数意見を記したブランドイス Brandeis 裁判官は、次のような見解を示し、教会決定尊重のアプローチに一定の制限を加えたように思われる。国の裁判所は、教会裁定機関の側に「詐欺共謀、恣意専断 fraud, collusion, or arbitrariness」が存在したかどうかを確認するのに必要な、教会当局の決定についての「最低限度の marginal」審査¹³を行うこと

は可能である。それは、教会による決定手続の基本的公正さと整合性についての審査は許容されうる、ということであり、一般法上の基本的原則が教会内部の決定手続にも適用されるべきことを示唆している。このことは、¹⁶⁾のちの諸判決によって提示される「中立的規範」アプローチの基礎となっている考え方を示唆している。

3 「教会決定尊重」原則の容認——Kedroff vs. Saint Nicholas Cathedral

一九五二年のケドゥロフ対聖ニコラス大聖堂事件判決¹⁶⁾において、合衆国連邦最高裁は、ワトスン事件における同裁判所の判断——ゴンザレス事件 *Gonzalez vs. Roman Catholic Archbishop* 判決によって修正を加えられたが——を合衆国憲法上の規範にまで高めた。すなわち、ワトスン判決の見解は、「国の干渉から自由に、信仰や教理の問題とともに教会行政上の問題を自ら決定する宗教団体の権限を宣明した」。本件との関連において言えば、「聖職者を選任する自由は、選択の方法が不当なものでないかぎり、国の介入を許さないという宗教活動の自由の一部をなすものとして、連邦憲法上の保護をうけるものと言わねばならない、と考える」¹⁷⁾。

この時すでに、合衆国憲法修正一条の宗教条項（国教禁止条項と宗教活動自由条項）が修正一四条を通じて州に適用されるに至っていたから、本判決は、州の裁判所にとって、とくに重要な意義をもつことになった。

本件ケドゥロフ事件において、連邦最高裁は、次のような内容のニューヨーク州法を無効とした。それは、アメリカのロシア正教会をモスクワのロシア正教会の支配から解放し、聖ニコラス大聖堂ならびに合衆国内の他の財産に対する前者の法的権利を認めるよう立案されていた。同裁判所は、合衆国憲法修正一条は、当該教団内のいずれの集団ないし機関が問題の大聖堂を管理支配すべきかを、州の立法部が決定することを許容するものではない、と判示した。モスクワの総主教というギリシヤ正教会の階層組織上最高位の意思決定機関による決定は、

執行されるに値するものである、ということである。⁽¹⁸⁾

連邦最高裁は、本件ニューヨーク州法を支持したニューヨーク州最高裁判所 Court of Appeals に、妥当な決定を求めて本件を差し戻した。⁽¹⁹⁾ところが、差戻審において、同州最高裁は、ロシア正教のアメリカ諸教会を支持した最初の主張をくりかえした。そこで連邦最高裁は、再びニューヨーク州最高裁の判決をくつがえした(これは一九六〇年の *Kreshnik vs. Saint Nicholas Cathedral* 事件判決である)。⁽²⁰⁾

三 「中立的規範」アプローチ

1 「中立的規範」の提示——Presbyterian Church in the United States vs. Mary E. B. Hull Mem. Pres. Ch.

連邦最高裁の諸判決が、教会の財産紛争を扱う裁判所が宗教教義の解釈に立ち入る危険について警告してきたが、州の裁判所は「教義からの離反」という規準を放棄することがなかった。合衆国長老教会対メアリエリザベス・ブルーハル記念長老教会事件は、連邦最高裁と州の裁判所のかような基本姿勢の相違を浮きほりにした。

本件の、ジョージア州の二つの長老教会の会衆を合衆国長老教会から分離させることになった紛争は、社会的、政治的なものであり、また同時に宗教的なものであった。この長老派の地方教会会衆は、分裂後も、その教会財産を保持する資格があると主張した。その論拠は、合衆国長老教会総会が、教義と慣行から逸脱して、女性について聖職授与式を実施し、なじみのない“neo-orthodoxy”なるものを教える文書を用いるだけでなく、また、アメリカ・キリスト教会協議会 National Council of Churches of Christ の構成メンバーとして、ベトナム戦争に関して宣言を発したことなどであった。

地方教会は、長老教会総会による地方教会の財産権の侵害の差止命令を求めて、ジョージア州 Chatham 郡の上位裁判所 Superior Court に訴を提起した。陪審は次のような決定を下した。長老教会総会は、事実、その教義から実質的に離反し、したがって地方教会からその財産をうばうことはできない。右郡裁判所は、これに基づき、原告を支持した。ジョージア州最高裁は、この判決を確認した。⁽²²⁾ 事件は連邦最高裁の扱うところとなり、ブレナン Brennan 裁判官が多数意見を記した。

多数意見は、ジョージア州最高裁の判決をくつがえし、以後、州の裁判所の訴訟において、「教義からの離反」規程を用いることは許されないとすることを明確に判示した。⁽²³⁾ 多数意見は、さらに次のように指摘した。国の裁判所は財産上の紛争を解決するのにふさわしい法廷ではあるが、ワトソン判決の示した規程は、国の裁判所が解決するさいに教会の教義を解釈し、考量してはならず、宗教上の信条 *tenets* の解釈は、教会の裁定機関に留保されるべきである、というものである。⁽²⁴⁾

連邦最高裁の多数意見は、さらに、世俗的な財産紛争のために発展せしめられた、ある程度一般に承認された「中立的規程 *neutral principles of law*」が、教会財産紛争に適用されうるということを判示した。このアプローチの前提には、国の裁判所が教会財産上の紛争の解決のために門を開くというだけで、宗教活動の自由を抑止することになるわけではない。⁽²⁵⁾ との考え方があった。そして、「あらゆる財産上の紛争に利用されるべく発達せしめられてきた中立的規程が存在する」のであり、したがってそれは、財産上の権利が認められる教会を「固定する *establish*」ことなしに適用される。⁽²⁶⁾ 修正一条は、「宗教教義の自由な発展」を抑止することがないように「本質的に宗教的な目的のための政府の機関の利用を禁止する」。それゆえに、修正一条は、裁判所が財産上の紛争に「内在する宗教教義に関する論争」に関与することなしに、財産紛争を解決することを命じている。⁽²⁷⁾

多数意見は、こうした国の宗教的中立の原則に合致して、教会は、他の任意団体 *voluntary associations* を支配している伝統的な契約法、財産法、信託法に服しうるものとしている。しかし、こうした一般法の適用の前提として、「国、宗教団体、および個人」は、教会財産の使用、管理支配権についてあらかじめ「教会の財産関係を整備、確定しておく、国の裁判所に、教会固有の問題を解決することを要求することにならぬようにしておくなければならない」と述べている。²⁸⁾

2 「中立的規範」の容認と明確化——Maryland and Virginia Eldership of Churches of God vs. Church of God at Sharpsburg

合衆国長老教会対メアリエリザベス・ブルーハル記念長老教会事件判決（一九六九年）が提示した「中立的規範」アプローチは、翌年のメリランド・ヴァージニア神の教会の長老対シャープスバーク神の教会事件判決（全員一致による）において容認され、いっそう明確に論述されることになった。全裁判官一致による判決は、メリランド州最高裁判所 *Court of Appeals* が「中立的規範」に依拠して教会財産の紛争の解決をはかったことを支持した。その「中立的規範」は、宗教法人による財産保有の基準となる州法の条文、地方教会に問題の財産を譲渡する証書の文言、宗教法人の定款の条項、および総長老 *General Eldership* の教会財産の所有、管理支配権に關する教会の基本規則の規定などである。³⁰⁾

ブレナン裁判官は同意意見において、国が教会財産紛争の解決において用いられうる次の三つのアプローチがあることを示した。(1) ワトスン判決の、「階層的」組織形態と「会衆的」組織形態とに従って異なる規準を適用するアプローチ。(2) 「中立的規範」アプローチ。(3) 「教義に対する国の干渉を排除するように」方向づけられ

た、教会財産問題の解決に適用される特別法の制定。⁽⁵⁾

3 「教会決定尊重」原則の再確認——Serbian Eastern Orthodox Diocese vs. Milivojevich

一九六九年の長老教会事件判決が、「中立的規範」に言及し、翌年のシャープスバーグ神の教会事件判決がこれを明確化し、その適用を容認したことは、「教会決定尊重」規程が教会財産紛争に一般に適用されうる原則でなくなったのか、後者が否認され、宗教団体が他の任意団体と法的に同列に扱われることになるのか、あるいはまた、「中立的規範」アプローチと「教会決定尊重」原則の役割との関係をどのように考えたらいいのか、など判例法解釈上混乱を生んだ。

一九七六年のセルビア東方正教アメリカ・カナダ主教管区対ミリヴォイェヴィッチ事件判決は、再び「教会決定尊重」原則を厳格に適用する姿勢を示したが、かような判例法の進展の中で、それはいつそう混乱を助長させるものとなったように思われる。

セルビア東方正教事件において、連邦最高裁の主たる関心は、ワトスン判決の、教会決定が国の裁判所を拘束する、との原則に対するゴンザレス事件判決の留保（教会決定手続に「詐欺共謀・恣意専断」があったかどうかの「最低限度の」審査は容認される）に向けられた。連邦最高裁は、七対二で、イリノイ州最高裁の判断をくつがえしたが、同州最高裁の判断は次のようなものであった。ユーゴスラヴィア、ベルグラードのセルビア東方正教の母教会（主教管区本聖堂）が、一三年前に、主教ミリヴォイェヴィッチを停職に処し、聖職を免じたのは恣意専断的であったとして、同主教の復職を命じた。母教会の措置について審査した結果、規定されている教会法上の手続にのっとりしていないという確信に達したということによる。⁽³⁾

ブレナン裁判官は、多数意見の中で次のように述べている。イリノイ州最高裁の詳細にわたる審査は、「恣意専断」という名目のもとに⁽³⁴⁾、国の裁判所に許容される「最低限度の」審査をはるかに越えるものとなっている。イリノイ州最高裁は、教会の裁定機関の教義の解釈に代えて、自らの教義解釈を援用することによって修正一条および一四条を侵害した。「中立的規範」を適用したと主張するが、これが違憲であることに変わりがない⁽³⁵⁾。

本判決は、ゴンザレス判決が提示したワトスン判決のアプローチを限界づける「詐欺共謀・恣意専断」という要件を「傍論」にすぎないとし⁽³⁶⁾、こうした例外が許容され、国の裁判所が教会裁定機関の決定が「恣意専断的」かどうかの分析を行うばあい教会固有の領域——規律、信条、内部組織もしくは教会規則、宗教慣行、戒律など——の問題について審査を伴わざるをえないと言っているのである⁽³⁷⁾。

多数意見はまた、イリノイ州最高裁が、「神学的なもしくは教義上の問題の決定に、裁判所を、いかなるかたちにおいても、かかわらせることのない」、財産上の紛争を解決するための「中立的規範」に依拠した点について、それにもかかわらず同州最高裁が、本件母教会ならびにアメリカ・カナダ主教管区の基本規則についての裁判所じしんの解釈をもって教会裁定機関の解釈に代えたことは、違憲である⁽³⁸⁾、とした。

教会の決定が「恣意専断的」であるかどうかの審査が、「かろうじて許容されうる marginal」例外であるとして、これが容認されうるばあいが全くないとは言えないであろう。本判決もこの点については、あいまいであり、含みのある表現(そうした例外的な審査「の余地があるかどうかはともかくとして」⁽³⁹⁾)をしている。また、「中立的規範」アプローチについても、それじたいを否認しているわけではない。

しかし、多数意見が、「中立的規範」アプローチを否認しもしくは著しく制限する見解を示したと受けとる者があったことは事実である。その後の、州裁判所の相互に矛盾する諸判決を記した裁判官のなかには、明らかに

国の裁判所は、教会の最高裁定機関の判断に拘束される、と確信していた者があった。しかしまた、教会の裁定機関の決定が最終的なものとして扱われねばならないのは、「中立的規範」アプローチ（客観的な十分に確立した信託法や財産法上の概念に依拠して包括教会の基本規則や地方教会の定款あるいは州の関係法令等について審査し決定する）によって解決されえないばかりのみである、と確信する裁判官もあつた。⁽¹⁰⁾

4 「中立的規範」アプローチの展開——Jones vs. Wolf

ジョーンズ対ウルフ事件（一九七九年判決⁽¹¹⁾）において、連邦最高裁は、ジョージア州 Macon の Vineville 長老教会の分裂に伴う、階層組織をもつ教団に属する地方教会の財産所有権をめぐる紛争に再び直面することになつた。ジョーンズ対ウルフ事件判決は、教会財産紛争の裁定において「中立的規範」に依拠するアプローチを用いることを明白に是認した。多数意見を記したブラックマン裁判官は、教会財産紛争の解決にさいし、国の裁判所に指針を与えかつより広い裁量の余地を認める努力を示したと言える。

ブラックマン Blackmun 裁判官は次のように判示した。「中立的規範」の主たる利点は、それが「運用において全く世俗的であり、またあらゆる形態の宗教団体ないし宗教組織に十分に適応しうる柔軟性をもっていることにある。この方法は、もっぱら、法律家、裁判官の熟知している客観的な、十分に確立している信託法上ないし財産法上の概念に依存する。ゆえにそれは、国の裁判所が宗教の教義、宗教組織、宗教上の慣行などの問題に巻き込まれないことを約束するものである」⁽¹²⁾。

多数意見の、「中立的規範」アプローチに対する積極的姿勢は、次のような基本の考え方に依存する。(a) 国は、財産上の紛争を平和的に解決することについて明白かつ合法的な利益を有する。⁽¹³⁾ (b) 国は教会財産の所有関係を最

最終的に確定するために「世俗的問題解決の場 civil forum」を提供する明白かつ合法的利益を有する。(c)修正一条は、教義が争点となっていないばあいにも、教会財産の紛争について宗教団体の裁定機関の決定に従うことを要求しているとは解しえない。⁽⁴⁵⁾

多数意見の「中立的規範」アプローチの支持は、憲法的根拠をもつものであった。すなわちこのアプローチは、一般法上の規準、換言すれば「世俗的」法律（信託法や財産法）の諸概念に依拠するから、その規準じたい「中立的」であり、宗教の教義や慣行の問題に介入することなく決定しうるから、国の宗教に対する干渉となるような関わり合い entanglement を回避しうる。また、宗教団体の組織形態の分析を前提とするワトスン判決の「教会決定尊重」の原則と異なり、組織形態にかかわりなく用いうる方法であるから、組織形態についての審査に伴う教会固有の領域への介入を回避しうるし、特定の宗教組織形態を、間接的にせよ公的に支持する結果を回避しうる。⁽⁴⁶⁾

多数意見は、この「中立的規範」アプローチが、すぐれて「世俗的」なものであることを強調する。裁判官や弁護士によく知られている信託法や財産法概念を規準とするものであり、問題となっている教会財産の所有、管理、支配に関する一般法、もしくは財産の取得喪失に関する教会の基本規則や定款、その他の規則、および財産権の得喪に関する文書等の条文、条項、文言について、紛争解決に資する範囲で私的権利義務を示すもの、私法制度の一般的特質たる「利害関係者の意図ないし意思」を反映するものを確認し、これに基づいて決定しうるというものである。⁽⁴⁷⁾

多数意見は、このアプローチを「選択しうる optional」ものの一つとして考えていたのであり、階層組織秩序をもつ教会の最高裁定機関の決定に従うこともまた一つの選択肢として容認したと解しうる。そして宗教の教義

や慣行について裁判所の審査が及ぶことがあつてはならないことを強調し、教会の紛争の解決のための国の裁判所の役割が制限されたものであることを示唆している。

四 む す び

1 「教会決定尊重」原則と「中立的規範」アプローチ

(1) ワトスン判決の基本姿勢

ワトスン判決の示したアプローチの根底にある態度または考え方については次のようなことが指摘されうる。

- (a) 私的団体 private associations の内部事項に関与、介入することに対する司法部一般の消極的姿勢。⁽⁴⁾
- (b) 宗教団体は他の任意団体 voluntary associations と等しく扱われるべきだとの信念。⁽⁵⁾
- (c) 国の裁判所が宗教教義や礼拝、宗教慣行について審査し、妥当な判断を下す能力の限界についての認識。⁽⁶⁾
- (d) 教団内部の決定を尊重することは教団の安定に資するという配慮。⁽⁷⁾
- (e) 教会と国家の健全な関係を維持し、宗教の自由、とりわけ宗教団体の自治・自律権を尊重しなければならぬとの信念。⁽⁸⁾

(f) 宗教団体の自由と自治の理念と精神とを助長しようとの意図、換言すれば教団は国からの干渉をうけることなく、内部の問題について自ら決定し解決する権利があるのであるからこれを行使すべきであり、教団は国の支援からの自由とともに国の介入からの自由を自ら守るよう努めるべきだとの考え、を示唆している。⁽⁹⁾

(2) 「教会決定尊重」原則の問題点

(a) 教会の「組織形態」の決定　ワトスン判決のアプローチは、教会の組織形態 polity の分析を前提とする。「中立的規範」アプローチの援用に対し積極的姿勢を明確に示したジョーンズ対ウルフ判決において、組織形態を認定するための分析が憲法上許容されたい教会固有の領域への介入となりうるものが指摘された⁽⁵⁵⁾。ワトスン判決に示された二分法的な単純な分類をもってしては現実に対応しえない複雑なケースがあることも指摘された⁽⁵⁶⁾。これについて、ジョーンズ対ウルフ判決は、「中立的規範」アプローチは、あらゆる組織形態の宗教団体について適用しうる柔軟なものである、とした⁽⁵⁷⁾。

(b) 「宗教的中立」の原則との関係　多くのばあい宗教団体の組織形態は、その教義、信条を表現するものとなっている。裁判所が紛争解決のために組織形態を認定し、教会組織上最高の裁定機関を確認し、その決定に従うことが、これに従おうとしない少数派分派との関係で、包括教会の組織形態とその裁定機関とが表現する教義、信条を正統的なものとして支持することになりはしないか⁽⁵⁸⁾。同様に、分裂した会衆教会のいずれの分派が当の教会を真に代表するかについて国の裁判所が認定するばあいにも、国の宗教的中立の原則との関係で、許容されない宗教への介入または支持がみられることになる。合衆国長老教会事件判決は、先例に依拠して、修正一条の宗教国定禁止条項が本質的に宗教的目的のための国の機関の利用を禁止していることを宣明した⁽⁵⁹⁾。

2 「中立的規範」アプローチの意義

(a) このアプローチの特徴は、その名のごとく、紛争解決のために用いられる規程が「中立的」な、換言すれば、あらゆる宗教組織ないし組織形態に適用しうる「世俗的」なものであることにある⁽⁶⁰⁾。

(b) それは「一般法」上の概念を援用するものであり、教義や宗教慣行への介入が排除されうるといふかぎりに

おいて、規準の「世俗性」が確保されうる、ということになる。⁽⁶¹⁾

(c) 「中立的規範」アプローチは、また私人間の合意の尊重という市民法ないし一般法の原則をふまえている。ジョーンズ対ウルフ判決は、教会の財産の権利・帰属関係を、紛争が起こったときのために予め内部で決定しておくべきことを強調した。⁽⁶²⁾

(d) ジョーンズ対ウルフ判決によると、教会財産の権利・帰属が教会内部の正当な手続に従って決定され、それが法律的な文書として用いられるように確定されているばあい、国の裁判所は、そのような利害関係者の指示している結論（紛争解決規準となりうるもの）を有効ならしめるよう義務づけられる、⁽⁶³⁾ ということである。

(e) しかし、同時に、教会の基本規則、定款、内部規律などを審査するばあい、教会固有の領域に立ち入る可能性は否定しきれない。ゆえにジョーンズ対ウルフ判決は、「中立的規範」アプローチを排他的なものではなく選択的な optional ものとしてしていると解される。⁽⁶⁴⁾

(f) それにもかかわらず、ジョーンズ対ウルフ判決は、教会の裁定機関が決定を下しているばあいでも、国の裁判所が、「詐欺共謀・恣意専断」による決定かどうかの審査、ならびに「中立的規範」に基づいて、教会の機関の結論とは異なる結論を示すことができるか、について否定してはいない。

(g) そして、ワトスン判決のアプローチが、教会の組織形態の決定を前提としているのに対し、ウルフ判決は、そのような決定に必要な審査じたい教会固有の領域への介入となりうるとの見解を示した。⁽⁶⁵⁾ 両判決が、宗教上の教義、慣行の問題に国の裁判所が関与、干渉する可能性をなくすという基本的立場において共通でありながら、組織形態の審査の可否、要不要という点では、ウルフ判決は、「中立的規範」アプローチにより大きいメリットがあることを示唆していると考えられる。

宗教団体(教会)に紛争が生じたばあい、内部で解決する努力を尽くし、国の機関の裁定に依存しないことが、その宗教的使命とその成員の宗教的精神に合致するものとなろう。⁽⁶⁶⁾にもかかわらず、宗教団体の内部紛争が国の裁判所に提訴される。このようなばあいには、宗教団体が自律しえなくなつたか、もしくは自治権を放棄したかのごとくに見える。これに対応する国の裁判所が、教義や慣行の問題に干渉することになり、うるとして、審理、裁定を拒否するばあい、紛争当事者の少数派グループの宗教的自由が事実上制約される結果をもたらすこともあるであろう。⁽⁶⁷⁾他方、階層組織をもつ教会の裁定機関の決定を尊重し、国の裁判所はこれに拘束される、とのワトスン判決の規準は、宗教団体に、その組織の裁定機関の決定を法的な力にまで高め、自らの自律性を回復するために国の権力機構を利用することを認め、ひいては包括教会の組織とその裁定機関の決定とに具現されている教義の背後に国の権威を置くことになる。「教会決定尊重」原則の憲法的弱みがこの点にある。この点にまた、「中立的規範」アプローチが——全く問題がないわけではないが——一つの選択肢として提示されている意義があると考へる。

註

- (1) *Watson vs. Jones*, 13 Wallace 679 (1872).
- (2) *Ibid.*, at 690-694.
- (3) *Ibid.*, at 722-723.
- (4) *Ibid.*, at 725.
- (5) *Ibid.*, at 726-727, 729.
- (6) *Ibid.*, at 729.
- (7) *Ibid.*

- (∞) *Ibid.*, at 728.
- (㉞) *Ibid.*, at 727.
- (㉟) *Ibid.*, at 728-729.
- (㊱) *Presbyterian Church vs. Mary Elizabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church*, 393 U.S. 440 (1969), at 446.
- (㊲) *Gonzalez vs. Roman Catholic Archbishop of Manila*, 280 U.S. 1 (1929).
- (㊳) *Ibid.*, at 16.
- (㊴) *Presbyterian Church in the United States vs. Mary E.B. Hull Mem. Pres. Ch.*, *op. cit.*, at 447.
- (㊵) *Serbian Eastern Orthodox Diocese vs. Milivojevich*, 426 U.S. 696 (1976), at 713.
- (㊶) *Kedroff vs. Saint Nicholas Cathedral of Russian Orthodox Church in North America*, 344 U.S. 94 (1952).
- (㊷) *Ibid.*, at 116.
- (㊸) *Ibid.*, at 115, 120-121.
- (㊹) *Ibid.*, at 121.
- (㊺) *Kreshik vs. Saint Nicholas Cathedral*, 363 U.S. 190 (1960).
- (㊻) *Presbyterian Church in the United States vs. Mary E.B. Hull Mem. Pres. Ch.*, *op. cit.*
- (㊼) *Ibid.*, at 443-444.
- (㊽) *Ibid.*, at 449-450.
- (㊾) *Ibid.*, at 445-447.
- (㊿) *Ibid.*, at 449.
- (㉀) *Ibid.*
- (㉁) *Ibid.*
- (㉂) *Ibid.*
- (㉃) *Maryland and Virginia Eldership of Churches of God vs. Church of God at Sharpsburg*, 396 U.S. 367 (1970).
- (㉄) *Ibid.*
- (㉅) *Ibid.*, at 368-370.

- (32) *Serbian Eastern Orthodox Diocese vs. Milivojevich, op. cit.*
- (33) *Ibid.*, at 712-713, 717-718.
- (34) *Ibid.*, at 720.
- (35) *Ibid.*, at 721.
- (36) *Ibid.*, at 712.
- (37) *Ibid.*, at 713.
- (38) *Ibid.*, at 721.
- (39) *Ibid.*, at 713.
- (40) R.T. Miller and R.B. Flowers, *Toward Benevolent Neutrality: Church, State, and the Supreme Court* (Markham Press Fund of Baylor University, Waco, Texas, 1987), p. 9.
- (41) *Jones vs. Wolf*, 443 U.S. 595 (1979).
- (42) *Ibid.*, at 603.
- (43) *Ibid.*, at 602.
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.*, at 605.
- (46) *Ibid.*, at 603-604.
- (47) *Ibid.*, at 606.
- (48) *Ibid.*, at 602.
- (49) *Watson vs. Jones, op. cit.*, at 729 に示唆されている。
- (50) *Ibid.*, at 722-723, 725, 729 に示唆されている。
- (51) *Ibid.*, at 729.
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*, at 727, 728-729.
- (54) *Ibid.*, at 735.

- (55) *Ibid.*, at 603, 605.
- (56) *Ibid.*, at 606-607.
- (57) *Ibid.*, at 603.
- (58) A.M. Adams and W.R. Hanlon, *Jones vs. Wolf: "Church Autonomy and the Religion Clauses of the First Amendment,"* 128 University of Pennsylvania Law Review 1291 (1980), p. 1337; Casad, "*The Establishment Clause and the Ecumenical Movement,*" 62 Michigan Law Review 419 (1964), pp. 420-427.
- (59) *Presbyterian Church in the United States vs. Mary E.B. Hull Mem. Pres. Ch., op. cit.*, at 449.
- (60) *Jones vs. Wolf, op. cit.*, at 603.
- (61) *Ibid.* トールハ聖堂の司教の権限に關する事 *Ibid.*, at 603 n. 3.
- (62) *Ibid.*, at 606.
- (63) *Ibid.*
- (64) *Ibid.*, at 602-604.
- (65) *Ibid.*, at 605.
- (66) *Watson vs. Jones, op. cit.*, at 735.
- (67) Adams and Hanlon, *op. cit.*, p. 1336; Casad, *op. cit.*, p. 432.